司法面接支援室通信

あけましておめでとうございます。

昨年もたいへんお世話になりました。司法面接研修には、およそ350人の専門家のかたがたに参加していただきました。半数が福祉、半数が司法に携わる専門家の方たちであり、グループワークでの連携も見事でした。司法面接の手法を用いたケースも増え、多職種が連携する機会も増えてきているように思います。本年もお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

プロジェクト代表 仲 真紀子

1月・2月の行事予定

1月7日 東京地方検察庁 NICHD ガイドライン研修

1月21,22日 仙台高等検察庁 NICHD ガイドライン研修

1月27,28日 京都市児童相談所 NICHD ガイドライン研修

1月29日 精神医療センター 「司法面接の取組:自由報告と構造化」

2月1日 福岡少年鑑別所 「司法面接の取組:自由報告と構造化」

2月3,4日 埼玉県児童相談所 NICHD ガイドライン研修

2月10日 長崎こども・女性・障害者支援センター 司法面接フォローアップ研修②

2月27日 福井地方検察庁 NICHD ガイドライン研修

10月・11月・12月の行事報告

10月12,13日 法と心理学会 第14回大会(九州大学)

10月21,22日 北海道大学 NICHD ガイドライン 10月研修(北海道大学)

10月29,30日 広島県児童相談所 NICHD ガイドライン研修

11月9日 日本心理学会公開シンポジウム(同志社大学)

「裁判員制度をめぐる心理学的諸問題:何が課題か、どう対処するか」

11月12,13日 「被害児童からの客観的聴取方法について」(警視庁新宿少年センター)

11月19,20日 北海道大学 NICHD ガイドライン 11月研修(北海道大学)

11月22日 法務総合研究所 NICHD ガイドライン研修

11月25日 平成25年度北海道犯罪被害者等支援フォーラム

「大切な人が性暴力被害にあったら:私たちにできること」

12月 2,3 日 長崎こども・女性・障害者支援センター NICHD ガイドライン研修

12月4日 長崎こども・女性・障害者支援センター 司法面接フォローアップ研修①

12月9日 兵庫県中央こども・家庭センター 司法面接フォローアップ研修

12月10,11日 広島児童相談所 司法面接フォローアップ研修

12月 25, 26日 宮崎県子ども家庭課 NICHD ガイドライン研修



司法と福祉



このコーナーでは、新学術領域「法と人間科学」の司法と福祉班の先生方に、司法面接と関連する様々なテーマでご執筆頂きます。

1. 10歳11カ月の被害者と告訴能力

私は昨年度より、新学術領域研究・仲班「子どもへの司法面接」の研究分担者に加えていただいている。専攻分野が刑法(刑事実体法)であることから、司法面接がより直接的な問題となりうる刑事訴訟法(刑事手続法)とは異なる視点に立ちつつ、かつ融合し、さらには隣接領域ともリンクしていく方向性を模索しているところであるが、今回はそうした研究のあり方にも関連する最近の裁判例を取り上げたい。

新聞などでも報道されたが、母親の交際相手の男から 強制わいせつ行為をされたとして、当時 10歳 11か月 だった女児が、その男を告訴した事件の差戻し審の判決 が 2012 年 11 月 14 日に富山地裁であった。強制わいせ つ罪は、訴追するためには被害者による告訴等が必要と なる「親告罪」である。本判決では、差戻し前の第1審 判決とは異なり、女児には告訴能力はあったと認定し、 別の事件と併せて懲役14年を言い渡した。差戻し前の 第1審判決では、女児がまだ幼い年齢であり、告訴する ということの意味がよく理解できていないとして、告訴 能力を否定したが,第2審判決で名古屋高裁金沢支部は, 女児が告訴能力を備えていたと判断して破棄差戻しし た。今回の判決はこれを是認したものである。これまで の裁判例では、強姦未遂罪について 12歳1か月の被害 者による告訴を有効としたものがあるが、実年齢という 点では、これを下回ることとなった。

ここでの問題は、告訴能力の有無をどのような根拠(資料)に基づき、どのような基準によって判断すべきか、という点である。刑事訴訟法では、告訴権者を「犯罪により被害を被った者」と定めるのみで、それ以上の具体的規定はない。本件では、女児の指導要録と担任教諭の検察官調書を取り調べて、実年齢以外に学業成績(成績が「中の上」くらいであったこと)を考慮している。そして同調書では、女児は被告人に対する死刑を求めたが、検察官からそれはできないと教えられたので「重い罰を与えてほしい」と述べていることから、「被害状況を申

告し、犯人の処罰を求める意思を形成する能力を有していた」と結論づけている。

たしかに,告訴能力を単に「犯人の処罰を求める能力」 と解するのであれば、こうした方法による認定で足りる のかもしれない。しかし、そもそも刑法が、強制わいせ つ罪を親告罪とした理由はより複合的なものである。そ れは、被告人を訴追し処罰することと、自らが被害者と なった状況が明らかにされ、(被害者保護の制度が進ん できているとはいえ)プライバシー侵害のリスクがある こととの比較衡量という, きわめてデリケートな判断を 尊重しようとする政策的配慮である(性犯罪の告訴期間 が法改正により撤廃されたのも、そのような判断を慎重 に行ってもらうためであると考えられる)。本来であれ ば、こうした比較衡量の意味が理解できることが、告訴 能力の内容を構成するのではないだろうか。そうである なら、捜査機関は、女児が少なくともこれに近い判断を 行うことができる(あるいは行っている)かどうかを, 適切な手段・技法によって評価可能となるように工夫す べきであろう。本件でそのような努力がなされたのか否 かは、残念ながら判決文からは明らかではない。

見方を換えれば、幼い被害者の告訴能力は、むしろ捜査機関をはじめとする周囲の者の「説明能力」の問題であるのかもしれない。ここにも、やはり「法律学だけでは手に負えない」課題が内在している。責任能力・訴訟能力などと同様に、告訴能力についても、人間科学の諸領域と連携しながら、その判断方法ないし基準が精緻化されていくことが必要であるように思われる。

城下 裕二 先生 (仲班)

北海道大学大学院法学研究科 教授

【専門分野】刑法

【主な研究内容】刑事制裁論(特に量刑理

論),刑法解釈の諸問題,臓器移植



研究通信

このコーナーでは、支援室の室員や仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究をご紹介します。

過去の出来事の時間についての子どもの記憶

Children's memory for the times of events from the past years.

Friedman, W. J., Reese, E., & Dai, X. (2011). Applied Cognitive Psychology, 25, 156-165.

虐待事例で、子どもが唯一の証人となるケースは少なくありません。しかし、子どもの証言は信用性が低いと考えられているため、その報告した内容が認められなかったケースも多くあります。その理由の1つに、10歳までの子どもは出来事の発生時期を正しく判断できないといわれていることが挙げられます。今回ご紹介する研究では、子どもが過去の出来事の内容やその時期を正しく覚えているか、また子どもによる時間に関する知識の理解と時間判断との関連について検討しました。

【方法】

参加者 男児56名, 女児68名, 計124名(平均年齢10.6歳) とその両親が参加しました。子どもは8歳,9歳,10歳,11歳,12歳の5つのグループに割り当てられました。 **手続き** 以下の手順で実験は行われました。

①親に, 6ヶ月~1年前, 1~2年前, 2~3年前, 3~4年前の4つの時期に起こった,子どもにとって大切な出来事4件(学校で2件,家庭で2件)を選んでもらいました。

- ②4件の出来事を子どもに提示し、それぞれの出来事の内容について、また、その出来事が起こった時期について、年、月、季節、1日の時間、学年の時間尺度で回答するよう求めました。
- ③それぞれの出来事を書いたカードを子どもに提示し、 出来事が起こった順序に並び替えるように求めました。
- ④子どもは,「時間に関する知識の検査(the conventional time knowledge test: CTK)」を受けました。

【結果と考察】

出来事の内容についての報告 出来事が起こった時期の時間間隔が大きくなる(つまり出来事の発生時期が昔になる)に従い、子どもによる、その出来事の報告内容の正答率が低くなりました。

時間判断 親が報告した時期と、子どもの報告した時期の差を算出し、その値を分析しました。その結果、子どもの年齢によって時間判断の正答率に違いは見られませんでした。出来事が発生した時期の判断について、「年」、「学年」、「月と年」の回答では、出来事が古くなるにつれ正答率が下がりました。しかし周期的時間尺度(季節、月、1日の時間)では、出来事が古くなっても正答率は下がりませんでした(Table 1)。

	親によって選定された出来事が起こった時期					
もが回答した	6ヶ月~1年	1~7年	2~3年	3~4年		
期(単位)	0ヶ月~1年	1~2年	2~3年	3~4年		

Table 1. 4つの時間間隔に対する親と子の時間評定の差(平均偏差)

サどもか回合した 時期 (単位)	6ヶ月~1年	1~2年	2~3年	3~4年
年***(年)	0.24	0.28	0.64	0.72
学年***(年)	0.21	0.30	0.56	0.52
月 (月)	1.58	1.26	1.67	1.91
月と年** (月)	3.42	4.00	8.01	7.82
季節 (季節)	0.68	0.68	0.66	0.75
1日の時間 (時間)	1.37	1.24	1.59	1.39

p<.01

*** 0<001

*数値が小さいほど,子どもの報告が親の報告時期に近い(正確である)ことを示しています。

時間に関する知識の検査 (CTK) 上級生になるに従い検査の正答率は増えることから、年齢があがるにつれ、子どもは時間に関する知識をより獲得するようになることがわかりました。

親の選定した出来事に対する判断と CTK の関係 CTK 得点と時間判断には負の相関がみられ、時間に関する知識を多く持っている方が、出来事の発生時期が昔になってもその時期を正しく判断できることがわかりました。これより、CTK 得点は加齢とともに高くなっていたことから、子どもは年齢が上がるにつれ時間に関する知識を多く獲得するようになり、それによりいつ出来事が起こったかをより正確に思い出すことができるようになると言えます。しかし、1 日の時間間隔に関しては CTK 得点との相関がみられませんでした。12 歳児は8歳児よりも時間の知識を多く持っていますが、1 日の時間を再構成する能力は、8歳児も12歳児も同じぐらいと言えます。

【まとめ】 子どもは出来事が発生した月や年を正確に判断することはできましたが、司法場面のように、子どもに出来事が発生した時間を精密に判断させるのは難しいと言えます。これまでもいわれてきたように、出来事の発生が過去になるほど、その内容を正確に報告できる割合が低くなることが示されました。

【論文紹介者】

胡 政飛(こ せいひ)

北海道大学大学院 文学研究科 修士1年

研究テーマ:母語および外国語による報告の違い